

○鳴沢村有害獣防除用施設設置補助金交付要綱

平成13年4月2日

訓令第2号

注 平成31年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 農作物を有害獣から守り、生産を高めるために防護柵等を設置した農業者に対して補助金を交付することを目的とする。ただし、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳴沢村補助金交付規則(平成3年鳴沢村規則第5号)及びこの要綱の定めるところによる。

(令7訓令11・一部改正)

(補助の対象)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象は、防護柵等を共同又は個人で設置した施設に係る経費とする。ただし、人件費及び運搬費は除く。

(令7訓令11・一部改正)

(補助額)

第3条 補助金の額は、2分の1以内とし、1回の申請につき8万円を限度とする。ただし、同一の設置場所においては、当補助金の交付を受けてからワイヤーメッシュは14年、電気柵は8年以上経過していること。

(令7訓令11・一部改正)

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 本村に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 村税等に滞納がないこと。
- (3) 設置場所が村内であること。
- (4) 防護柵等を設置しようとする農地について、所有権又は所有権以外の権限にもとづいて耕作していること。
- (5) 設置後8年間は適切な維持・管理を行うこと。

(令7訓令11・追加)

(補助金の交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 見取図
- (2) 資材購入領収書写
- (3) 完成写真
- (4) 共同で設置の場合は、団体名及び名簿
- (5) 納税証明書(村税)

(令7訓令11・旧第4条繰下)

(補助金の交付)

第6条 村長は、前条の規定により申請書を受理したときは、これを審査の上申請者に対し補助金を交付するものとする。

(令7訓令11・旧第5条繰下)

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。

(令7訓令11・旧第6条繰下)

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則(平成17年訓令第2号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年訓令第1号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和7年訓令第11号)

この要綱は、公示の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

(令7訓令11・全改)

別記様式(第5条関係)

年 月 日

鳴沢村長 殿

申請者 住 所 鳴沢村 番地

氏 名

有害獣防除用施設設置補助金交付申請書

令和 年 月 日有害獣防除用施設(防護柵等・その他資材)を設置したので、鳴沢村有害獣防除用施設設置補助金交付要綱第5条の規定により申請いたします。

記

1 設置場所 鳴沢村 番地

2 設置の概要

3 経費の内訳

収 入		支 出	
内 容	金 額	内 容	金 額
自己負担分			
村補助金額			

4 振込先

振込先金融機関名

支店名

口座名義

口座番号

- ※ 添付書類 ①見取図（設置場所及び設置状況が確認できるもの）
②資材購入領収書の写し（購入資材の内訳が確認できるもの）
③完成写真
④共同で設置の場合は、団体名及び名簿
⑤完納証明書（村税）